

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年9月9日

京都府立与謝の海病院
院長 関本 達之

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び予定数量
医療用医薬品（麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等） 入札説明書のとおり
- (2) 購入物品の内容等
入札説明書のとおり
- (3) 納入期間
平成23年10月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 納入場所
京都府立与謝の海病院の指定する場所

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称・所在地等
〒629-2261
与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院 事務部会計課
電話番号(0772)46-3371（内線6322）

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる条件等をすべて満たさなければならない。

- (1) 平成22・23・24年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の「薬品・衛生材料」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (2) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく医薬品の一般販売業の許可を得ている者であること。
- (4) 当該購入物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績等があり、確実に納入し得ると認められる者。

4 入札参加資格の確認手続き

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じな

なければならない。

- (1) 提出期間 平成23年9月9日（金）から平成23年9月16日（金）まで
ただし、土日及び祝日を除く。提出時間は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (2) 提出方法 2の場所へ持参すること。
- (3) 確認通知 確認申請受付後、速やかに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という）により通知する。
- (4) その他
確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 日時 平成23年9月26日（月）午後1時30分～
 - イ 場所 与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院会議室（本館2階）
- (2) 入札の方法
持参によることとし、郵送、電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、1品目当たりの単価に予定数量を乗じて得た金額の全てを合計した総額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。
なお、落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 3に掲げる資格のない者のした入札
 - イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (7) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金
免除する。

7 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。

医療用医薬品（麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等） 購入に係る入札説明書

平成23年9月9日

京都府立与謝の海病院 事務部会計課

- 1 公告日 平成23年9月9日
- 2 契約担当者 京都府立与謝の海病院
院長 関本 達之
- 3 担当部局 〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院 事務部会計課
電話番号 0772-46-3371（内線6322）
FAX番号 0772-46-3371
- 4 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び購入数量
医療用医薬品（麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等） 別紙のとおり
 - (2) 納入期間 平成23年10月1日から平成24年3月31日まで
 - (3) 納入場所 京都府立与謝の海病院の指定する場所
- 5 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 平成22・23・24年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の「薬品・衛生材料」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
 - (2) 6の（1）で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
 - (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく医薬品の一般販売業の許可を得ている者であること。
 - (4) 当該購入物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績等があり、確実に納入し得ると認められる者。
- 6 入札参加資格の確認手続
入札に参加をしようとする者は、「確認申請書」（別紙様式1）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。（郵送不可）

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期限 平成23年9月9日（金）から平成23年9月16日（金）まで
- (2) 提出場所 3に同じ
- (3) 確認資料

日本語で記載された次の書類を各一通、持参により提出すること

①	京都府物品競争入札参加資格者名簿の「写し」及び薬事法に基づく一般販売業許可の「写し」	各1部
②	医薬品に係る納入実績があることを証明できるもの (直近の過去1年間分の概ねの取引規模(品目数・金額等)を記載したもの、他病院における納入実績でも可、複数病院分)	1部
③	「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の返信用封筒 (横12cm×縦23.5cm程度)に、390円切手を貼付し、住所・氏名を記入すること。(直接受け取りの場合は不要)	1部

(4) 確認通知

提出期間内に受け付けた確認申請書については、速やかに一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)により通知する。

- (5) 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出した書類は返却しない。

7 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

- ア 日 時 平成23年9月26日(月)午後1時30分
- イ 場 所 京都府立与謝の海病院会議室(本館2階)

(2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式2)は持参によるものとし、郵便、電送による入札は認めない。

イ 代理者が入札する場合は、委任状(別紙)を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「医療用医薬品(麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等)購入 入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

また、入札書内訳書は別綴りとし、同封すること。

エ 入札品目の全てを納入できること。

オ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

カ 入札回数は2回までとする。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

- (3) 入札者又は代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに購入物品仕様書（以下「仕様書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）に対して文書（別紙様式3）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

- (ア) 提出日 平成23年9月16日（金）（質疑がない場合には、提出不要）
- (イ) 提出方法 持参提出かFAX提出。ただし、FAX提出の場合は受信確認の電話連絡をいれること。
- (ウ) 提出場所 3に同じ

イ 回答書

- (ア) 交付日 平成23年9月21日（水）午後から
- (イ) 交付場所 3に同じ

ウ 質疑及び回答書は、購入物品仕様書の一部として、入札条件になる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者も、その内容について、すべて承知したのものとして入札を行う。

- (7) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1品目当たりの単価に予定数量を乗じて得た金額の全てを合計した総額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 開札

ア 開札は、7の（1）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

- (9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他不正行為をした者の入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 平成23年9月30日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。

エ 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合がある。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 入札保証金
免除する。

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

12 契約書の作成の要否

要する。（別紙契約書案により作成するものとする。）

13 その他

- (1) 上記に定めるもののほか、京都府会計規則に定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 予定数量は実際に購入する数量ではなくあくまでも見込み数であるため、数量が変化することを十分認識のうえ入札すること。